

流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. 経営陣による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 流動性リスクとは、運用と調達の間 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。
- ・ 金融機関における流動性リスク管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な流動性リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。
- ・ 本チェックリストにおいては、流動性リスク管理部門を流動性リスクの管理を行う部門と、資金繰り管理部門を資金繰りの運営を行う部門と位置づけた上で、流動性リスク管理態勢にかかる検証項目を記載している。検査官は、金融機関によって流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の果たすべき役割と負うべき責任の範囲が異なることに留意し、流動性リスク管理が全体として適切に機能しているかを検証する必要がある。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、流動性リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかを I. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ II. 以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が I. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、流動性リスク管理を軽視することが、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識し、流動性リスク管理を重視しているか。特に

担当取締役は、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに流動性リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関の流動性リスク管理の状況を的確に認識し、適正な流動性リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【流動性戦略の整備・周知】

取締役会は、金融機関全体の戦略目標と統合的な流動性戦略を策定し、組織内に周知させているか。流動性戦略の策定に当たっては、各業務分野の戦略目標との整合性も確保し、通貨・商品・期間別の資産・負債構成、市場性及び流動性を勘案し、かつ自己資本の状況を踏まえ検討しているか。

③【流動性リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、流動性リスク管理に関する方針（以下「流動性リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 流動性リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 流動性リスク管理に関する部門（以下「流動性リスク管理部門」という。）及び資金繰り運営に関する部門（以下「資金繰り管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 流動性リスクの限度枠の設定に関する方針
- ・ 流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の役割・責任の分担に関する方針
- ・ 流動性リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針
- ・ 流動性危機管理に関する方針
- ・ 流動性カバレッジ比率の算定に関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、流動性リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、流動性リスク管理方針に則り、流動性リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「流動性リスク管理規程」という。）を流動性リスク管理部門の管理者に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、流動性リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、流動性リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【限度枠の適切な設定】

取締役会等は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、業務の規模・特性、リスク・プロファイル、財務状況及び資金調達能力に見合った適切な限度枠（資金繰りリスクの観点から資金ギャップ枠や市場資金調達枠等、市場流動性リスクの観点からポジション枠等）を設定しているか。また、取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、限度枠の設定方法及び設定枠を見直しているか。

③【流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に則り、流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。¹
- (ii) 取締役会は、流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。²
- (iv) 取締役会等は、流動性リスク管理部門について、資金繰り管理部門、市場部門、営業推進部門等からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④【資金繰り管理部門、市場部門、営業推進部門等における流動性リスク管理態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、管理すべき流動性リスクの存在する部門（例えば、資金繰り管理部門、市場部門、営業推進部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。例えば、流動性リスク管理部門の管理者に、資金繰り管理部門、市場部門、営業推進部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。
- (ii) 取締役会等は、流動性リスク管理部門の管理者又は流動性リスク管理部門を通じ、資金繰り管理部門、市場部門、営業推進部門等において、流動性リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。

¹ 流動性リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他の業務と兼担する部署が流動性リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が流動性リスク管理を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

² 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

⑤【情報開示】

取締役会等は、法令等に定める流動性に係る経営の健全性の状況に関する情報開示について、その趣旨を十分に踏まえ、適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

⑥【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑦【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で流動性リスク管理部門の管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。³

⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、流動性リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁴例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 流動性リスク管理態勢の整備状況
- ・ 流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 流動性リスク管理システム⁵の適切性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った流動性リスク管理プロセスの適切性
- ・ 流動性リスク分析・評価方法、仮定等の妥当性
- ・ 流動性リスク計量方法（手法、前提条件等）の妥当性（流動性リスクを計量している場合）
- ・ 流動性危機管理の有効性
- ・ 流動性カバレッジ比率の算定プロセスの適切性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

³ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁴ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

⁵ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

⑨【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、流動性リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【流動性リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての流動性リスク管理の状況に関する情報に基づき、流動性リスク管理の状況を的確に分析し、流動性リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、流動性リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、流動性リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 各管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者並びに流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイル等によって、流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の果たすべき役割と負うべき責任の範囲が異なることに留意し、流動性リスク管理が全体として適切に機能しているかを検証する必要がある。
- ・ II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が I. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを I. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記 I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者の役割・責任

① 【流動性リスク管理規程の整備】

流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスク管理手法を十分に理解し、流動性リスク管理方針に沿って、流動性リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた流動性リスクのコントロール及び削減に関する取決めに明確に定めた流動性リスク管理規程を策定しているか。流動性リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【流動性リスク管理規程の内容】

流動性リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、流動性リスクの管理に必要な取決めに網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ 流動性リスクに影響を与える要因の特定及び要因発生時の報告基準に関する取決め
- ・ 流動性リスクの分析・評価方法に関する取決め
- ・ 流動性リスクのモニタリング方法に関する取決め
- ・ 流動性リスクの限度枠の設定に関する取決め
- ・ 資金繰りの逼迫度区分及び判定基準に関する取決め

- ・ 資金繰りの各逼迫度区分における管理手法、報告方法、決裁方法及び対応策に関する取決め
- ・ 流動性危機発生時の金融機関全体での対応策に関する取決め
- ・ 流動性カバレッジ比率の算定プロセスに関する取決め
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）の策定】

流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程に則り、流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）を策定しているか。当該対応策に、流動性危機の定義、流動性危機時の連絡・報告体制（直接代表取締役）に報告される体制等）、対処方法（調達手段の確保）、決裁権限・命令系統等が明確に定められているか。流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）は、取締役会等の承認を受けた上で、周知されているか。

④【流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者による組織体制の整備】

- (i) 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、適切な流動性リスク管理を行うため、流動性リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 流動性リスク管理部門の管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- (iii) 流動性リスク管理部門の管理者は、統合的リスク管理方針等に定める新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、事前に内在する流動性リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。⁶
- (iv) 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性カバレッジ比率を正確に算定する上で、プロセスを明確化した手順書等を定め、正確な元データを入手し、算定する態勢を整備しているか。
- (v) 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者は、リスク・プロファイルに見合った適切な流動性リスク管理を行う観点から、例えば大口取引動向など、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受ける態勢を整備しているか。
- (vi) 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い流動性リスク管理システムを整備しているか。
- (vii) 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持

⁶ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ． 3． ④を参照。

った人材の育成を行っているか。

- (viii) 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

⑤【流動性リスク管理規程及び組織体制の見直し】

流動性リスク管理部門の管理者は、継続的に流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、流動性リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて流動性リスク管理規程等及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 流動性リスク管理部門の役割・責任

(1) 流動性リスクの特定・評価

①【流動性リスクに影響を与える要因の特定】

- (i) 流動性リスク管理部門は、流動性リスクに影響を与える内生的要因及び外生的要因を特定しているか。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等が流動性リスクに影響を与えることを理解し、例えば、大口の資金移動、決算状況の悪化、市場の大幅な下落、事務処理システムの障害等について流動性リスクに影響を与える要因として特定しているか。
- (ii) 流動性リスク管理部門は、新規商品等の取扱い、新規の商品の購入、新システムの導入、海外拠点・子会社での業務の開始等を行う場合に、事前に流動性リスクの所在及びその影響を把握しているか。

②【流動性リスクの統合的な管理】

流動性リスク管理部門は、拠点・通貨毎に流動性リスクを管理するだけでなく、それぞれの流動性リスクを統合して管理しているか。また、当該金融機関の流動性リスクに影響を与える連結対象子会社の資金繰りの状況も把握しているか。

③【流動性リスクの評価】

- (i) 流動性リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な流動性リスクの分析・評価を行っているか。例えば、以下の状況を把握して分析を行うことにより流動性リスクの状況を評価しているか。
- ・ 国内外にて取扱う各国通貨の特性
 - ・ 商品毎の市場流動性の状況（市場規模・厚み等）
 - ・ 預貸金計画と実績の乖離
 - ・ 全体及び拠点・通貨毎の資金繰り状況
 - ・ 運用・調達の通貨・商品・期間別の構成及び残高

- ・ 市場性資金調達状況
- ・ 契約上の受信枠及び与信枠の残高
- ・ 特定先への調達依存（集中リスク）状況
- ・ 日銀への調達依存状況
- ・ 支払準備資産の残高
- ・ 担保繰り状況 等

(ii) 流動性リスク管理部門は、資産・負債運営及び自己資本の状況を踏まえた上で、内生的要因及び外生的要因の両面について考慮した複数のシナリオを用いて流動性リスクの分析・評価を行っているか。

④【現状の資金繰りの逼迫度区分の判定】

流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門と連携し、当該金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、当該金融機関が現状においてどの資金繰りの逼迫度区分に該当するかを適切に判定しているか。

⑤【流動性リスクの計量方法】

流動性リスク管理部門は、流動性リスクを計量している場合や流動性リスクをオペレーショナル・リスクのカテゴリーにおいて計量している場合については、計量方法（手法、前提条件等）と各種流動性リスクに関するモニタリング方法及び自己資本充実度の評価方法との整合性を確保しているか。

(2) モニタリング

①【流動性リスクのモニタリング】

流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、資金繰り管理部門からの報告、当該金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集、分析し、それらの動向について継続的にモニタリングしているか。また、モニタリングしている情報は流動性リスク管理のために有効なものとなっているか。

②【限度枠の遵守状況等のモニタリング】

流動性リスク管理部門は、設定した資金ギャップ枠、市場資金調達枠、ポジション枠等の限度枠について、適切にその遵守状況及び使用状況をモニタリングしているか。

③【資金繰りの逼迫度区分の判定基準の適切性等のモニタリング】

流動性リスク管理部門は、資金繰りの逼迫度区分の判定基準となる各種指標等の状況及び判定基準の適切性についてモニタリングしているか。

④【取締役会等への報告】

流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基

づき、流動性リスク管理の状況及び流動性リスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価・判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、直接、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ 流動性リスクに大きな影響を与える要因
- ・ 経済や市場等の外部環境の状況
- ・ 資金繰りの逼迫度の状況
- ・ 流動性リスクの水準及びその傾向
- ・ 限度枠の遵守状況及び使用状況

⑤【資金繰り管理部門、市場部門等への還元】

流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門、市場部門等に対し、流動性リスクの状況について分析・評価し、検討した結果等を還元しているか。

(3) コントロール及び削減

①【限度枠を超過した場合の対応】

流動性リスク管理部門は、資金ギャップ枠、市場資金調達枠、ポジション枠等の限度枠を超過した場合、速やかに、対応策を策定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【資金繰りの逼迫度に変更される場合の対応】

流動性リスク管理部門は、現状の資金繰りの逼迫度区分が変更される場合又はそのおそれがある場合、速やかに、資金繰りの逼迫度の状況及び今後の見通しなど対応策を策定できる情報を取締役会等に報告しているか。

③【流動性危機時の調達手段の確保】

流動性リスク管理部門は、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産（国債等）の保有残高や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、資金繰り管理部門に各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定させるなど、危機時を想定した調達手段を確保させているか。

(4) 検証・見直し

①【流動性リスクに影響を与える要因の特定の妥当性の検証及び要因発生時の報告基準の見直し】

流動性リスク管理部門は、流動性リスクに影響を与える内生的及び外生的要因の特定の妥当性について、定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。

また、要因発生時の報告基準について、その基準が当該金融機関のリスク・プロフィール等の内部環境、経済や市場等の外部環境等に応じて適切であるかを定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。

②【流動性リスクの分析・評価方法の見直し】

流動性リスク管理部門は、流動性リスクの分析・評価方法が業務の規模・特性、リスク・プロファイル及び外部環境に見合ったものかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。特に分析・評価における仮定は継続的に有効なものとなっているか。

③【限度枠の設定方法及び設定枠の見直し】

流動性リスク管理部門は、複数のストレス・シナリオ等による影響度評価及び流動性リスクに影響を与える内生的及び外生的要因について分析・評価を行うことで、限度枠の設定方法及び設定枠が、業務の規模・特性、リスク・プロファイル、財務状況及び資金調達能力に見合ったものかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証しているか。見直しの必要性が認められる場合には、速やかに、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。

④【資金繰りの逼迫度区分、判定基準等の見直し】

流動性リスク管理部門は、以下の観点から複数のストレス・シナリオ等による影響度評価及び対応策の実効性についての確認等を行うことにより、資金繰りの逼迫度区分、判定基準、管理手法、報告方法、決裁方法等が適切であるかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証し、見直しているか。

- ・ 具体的な資金繰り逼迫状況と資金繰り逼迫への対応策を念頭に置いた適切な逼迫度区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）となっているか。
- ・ 適時適切な対応策が取れるよう、資金繰りの逼迫度区分の判定基準が可能な限り具体的で認識しやすい基準となっているか。例えば、信用格付業者の格付、金融機関の株価、社債のスプレッド、預金残高の動向、市場資金調達時のプレミアム、市場資金調達可能期間の短期化などの複数の判定基準を設け、資金繰りの逼迫度の状況を適時適切に認識できるものとなっているか。
- ・ 資産・負債両面にわたり幅広い対応策を考慮した、資金繰りの逼迫度に応じた実効性ある管理手法、報告方法、決裁方法等となっているか。

⑤【流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）の見直し】

流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門や営業推進部門等に想定訓練等を行わせることにより、流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）の実効性を定期的に確認しているか。情勢の変化等により当該対応策の見直しの必要性が認められる場合には、遅滞なく、取締役会等（重要な見直しの場合は、取締役会）の承認を受けて、当該対応策を見直しているか。

3. 資金繰り管理部門の役割・責任

①【適切な資金繰り運営・管理】

資金繰り管理部門は、流動性戦略、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規

程等に基づき、当該金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集、分析し、適切な資金繰り運営を行っているか。なお、この運営に当たっては、資産・負債の両面から流動性についての評価を行うとともに、調達可能時点と金額、担保差入可能時点と金額などの流動性の確保状況を把握しているか。

②【資金繰り表の作成】

資金繰り管理部門は、拠点毎及び通貨毎の日次の資金繰り表並びに週次、月次及び四半期ベースの資金繰り見通しを作成しているか。

③【資金繰りへの影響の把握】

資金繰り管理部門は、必要に応じて以下の管理等を行うことにより、資金繰りへの影響を早期に把握しているか。

- ・ 大口資金移動の集中管理
- ・ 市場性資金の調達管理
- ・ 運用・調達の通貨別・商品別・期間別の構成の管理
- ・ 担保繰りの管理
- ・ 預金等の期落ち管理
- ・ 契約上の受信枠及び与信枠の残高管理
- ・ 支払準備資産の管理
- ・ キャッシュの管理（ATM等を含む。）
- ・ 各国通貨毎の資金繰りの管理
- ・ 各国通貨間の融通も考慮した資金繰りの管理 等

④【運用予定額・調達可能額の把握】

資金繰り管理部門は、営業推進部門等の報告等を踏まえ、運用予定額（ローン・保証等の実行予定額）、調達可能額（インターバンク市場やオープン市場における調達可能額、預金受入・解約見込額等）を把握しているか。運用予定額、調達可能額を的確に把握するため、営業推進部門等から必要な報告・情報を適時に受けているか。なお、運用予定額、調達可能額を把握するに当たっては、以下の項目について考慮しているか。

- ・ オフ・バランス取引
- ・ コミットメント・ライン
- ・ 当座貸越契約
- ・ 実態に応じた運用期間の把握（例えば、形式的には短期の運用となっているが、実態は長期の運用となっているものなど）
- ・ 特定先への調達依存状況（集中リスク）
- ・ 日銀への調達依存状況
- ・ 資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等）

- ・ 預金の払戻し等に対する支払準備資産（手許現金、預け金等）

⑤【流動性危機管理】

資金繰り管理部門は、流動性危機時において、有価証券の処分など資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境を踏まえて適切に対応しているか。

⑥【流動性リスクのコントロール及び削減】

(i) 資金繰り管理部門は、流動性戦略、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき、流動性リスクをコントロールしているか。

(ii) 資金繰り管理部門は、限度枠を遵守する運営を行っているか。

⑦【流動性危機時の調達手段の確保】

資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産（国債など）の保有残高や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。

⑧【流動性リスク管理部門への報告】

資金繰り管理部門は、当該金融機関のリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集及び分析した結果並びに資金繰りの状況及び予測について、流動性リスク管理部門に対し、定期的に又は逼迫度の状況に応じて随時、報告しているか。

⑨【取締役会等への報告】

資金繰り管理部門は、資金繰りの状況及び予測について、代表取締役及び担当取締役に対し、定期的に又は逼迫度の状況に応じて随時、報告しているか。また、取締役会等に対しても定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。さらに、取締役会等は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであることを検証しているか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、流動性リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ 本章においては、流動性カバレッジ比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」（平成26年金融庁告示第60号。以下「告示」という。）の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、告示の他、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。
- ・ Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 市場部門、営業推進部門等の役割・責任

① 【市場流動性リスクを勘案した運用】

市場部門は、商品毎に市場の規模・厚み及び流動性を勘案した運用を行っているか。例えば、長期運用商品で中途解約が困難な商品⁷に投資する場合には、運用・調達の期間のギャップに伴う各種リスク（信用・市場等）や、通常の資金運用計画ではカバーできない長期の資金計画について勘案しているか。

② 【流動性リスクに影響を与える要因発生時の報告】

市場部門、営業推進部門等は、流動性リスクに影響を与え、かつ報告基準を満たす要因が発生した場合、内部規程・業務細則等に基づいて、速やかに流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門に報告しているか。

2. ALM委員会等⁸の役割・責任

① 【流動性戦略等の策定】

(i) 資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる組織としてのALM委員会等は、流動性戦略等の策定に関わっているか。

⁷ 例えば、中途解約を行う場合に高い解約コストやペナルティーが掛かる仕組債や仕組ローン等の商品も含む。

⁸ ALM委員会等を設置しない場合は、それに代替するリスク管理プロセスにおいて機能しているかを検証する。

- (ii) ALM委員会等は、流動性戦略、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程に基づき、政策投資やオフ・バランスも含めて、資産・負債の運営管理について、関連部門の分析・検討データを有効に利用し、流動性の観点から議論しているか。また、それらの結果等を取締役に報告しているか。

②【ALM委員会等の体制】

ALM委員会等は、適時適切に資金繰り管理部門、市場部門等での重要情報を受け取る体制となっているか。また、重要情報の定義は、内部規程に定義されているか。

3. 流動性カバレッジ比率の算定の正確性

国際統一基準適用金融機関にあつては、以下の項目に留意して流動性カバレッジ比率の算定を行うものとする。

①【流動性カバレッジ比率の算式】

流動性カバレッジ比率は、告示第2条又は第8条の定めに従って算出されているか。

②【算入可能適格流動資産の合計額】

流動性カバレッジ比率の算式における算入可能適格流動資産の合計額は、告示第3条の定めに従って算出されているか。

- (i) レベル1資産は、告示第9条に掲げる要件を満たしているか。
- (ii) レベル2A資産は、告示第10条に掲げる要件を満たしているか。また、以下の項目に留意しているか。
- レベル2A資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められているが、例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切な確認を行っているか。
- (iii) レベル2B資産は、告示第11条に掲げる要件を満たしているか。また、以下の項目に留意しているか。
- レベル2B資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められているが、例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切な確認を行っているか。
- (iv) レベル1資産、レベル2A資産又はレベル2B資産が告示第14条の規定により、適格レベル1資産、適格レベル2A資産又は適格レベル2B資産として取り扱われる場合、告示第15条に定める自由処分性、第16条に定める管理の適正性及び第17条に定める自由移動性の要件を全て満たしているか。

③【純資金流出額】

流動性カバレッジ比率の算式における純資金流出額は、告示第4条、第18条及び

第 61 条の定めに従って算出されているか。

④【資金流出額】

告示第 5 条に定める資金流出額の算出にあたり、以下の項目に留意しているか。

- (i) 告示第 21 条に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか否か検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さらに、過去の流出率をそのまま適用することなく、現在の準安定預金の構成に当てはめた場合にも資金流出率が 10%を超える蓋然性が十分に低いか等について検証しているか。
- (ii) 金融機関が告示第 29 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例を用いて具体的な計算方法を定めている場合には、適格オペレーショナル預金の額の推計方法が適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。
- (iii) 金融機関が告示第 38 条に規定するシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いて具体的な計算方法を定めている場合には、そのストレス・シナリオの設定及び金額の推計方法がストレス・シナリオの選定基準、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。
- (iv) 告示第 53 条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」について、内部管理を踏まえた適切な区分を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。
- (v) 告示第 60 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」について、流動性リスク管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

⑤【資金流入額】

告示第 6 条に定める資金流入額の算出にあたり、以下の項目に留意しているか。

- ・ 告示第 73 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」について、流動性リスク管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

⑥【使用の継続】

告示第 35 条第 2 項のネッティング（資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。）の取扱いや、第 29 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び第 38 条に規定するシナリオ法を採用している場合にはそれらの取扱いなど、流動性カバレッジ比率の計算方法に関して金融機関に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計算方法を採用しているか。

⑦【その他の留意事項】

- (i) 告示第1条第19号に規定する「金融機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって流動性カバレッジ比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を意図的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適切な取扱いを行っていないか。
- (ii) 連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとするなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産（連結総負債）に占める資産（負債）の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適切な取扱いを行っていないか。
- (iii) 「過去の流動性ストレス期」の判定においては、2007年以降（我が国においては、2008年以降）まで遡ることを基本としつつ、可能な範囲で1990年代後半のデータ等を参照することとされている。この際、データが入手可能であり、かつ過去の流動性ストレス期としての要件を満たしていた時期について、適切に判定の対象として含めているか。

